

自家用車輛通勤規程

第 一 条【準拠規程】この規程は就業規則第九条及び安全衛生規程第八条並びに安全運転管理規程第十一条に基づき、株式会社リバトンモデル（以下会社という）の従業員が通勤に使用する自家用車輛（二輪を含む）の管理に関する事項を定めたものである。

第 二 条【承認・登録】自家用車輛を通勤に使用しようとする者は、所属長を経て所定の書式によって車輛管理責任者に申請し、その承認を得た後でなければ当該自家用車輛を通勤に使用してはならない。
二．前項の申請にあたっては次のものを添付することとする。
(1)誓約書
(2)車検証（写）
(3)自動車賠償責任保険証券（写）
(4)自動車任意保険証券（写）
(5)駐車場契約書（写）及び車庫証明（写）
(6)運転免許証
(7)通勤経路・距離を示した略図
三．申請内容に更新及び変更のあった場合は、その都度、速やかに会社に届け出て再度承認を受けなければならない。

第 三 条【承認基準】通勤に使用する自家用車輛の承認基準は以下の通りとする。
(1)故障箇所や整備不良箇所がない車輛を使用すること
(2)車検証が有効期限内にある車輛を使用すること
(3)自動車賠償責任保険に加入している車輛であること
(4)自動車任意保険に加入し、下記の金額以上の補償を受けている車輛であること
 (イ)対人補償 無制限
 (ロ)対物補償 5000 万円
 (ハ)搭乗者傷害 2000 万円
(5)法律で車庫の設置が義務付けられている車輛等に関しては、自宅または自宅周辺に所定の車庫を有する車輛であること
二．自家用車輛を通勤に使用しようとする者は以下の承認基準を満たすことを要する。
(1)原則として成人であること
(2)交通の便宜上、自家用車輛での通勤が必要な者であること
(3)身体上の都合により自家用車輛での通勤が必要な者であること
(4)車輛の運行に必要な免許を受けており、かつ、その停止または取り消し等を現に受けていない者であること
(5)職場周辺に駐車場を確保している者であること
(6)試用期間を経過している者であること
(7)その他会社が不適格と認めた者でないこと
(8)前各号の条件を満たし、かつ自家用車輛通勤使用登録申請書提出前 1 年間に第四条第一号乃至第三号に定める運転禁止事項に該当した事実がない者であること
三．自家用車輛の通勤使用承認期間は毎年 3 月末までの 1 年以内とし、毎年 4 月 1 日に更新するものとする。なお、更新は自動更新とせずその都度所定の承認手続きをとらなければならない。

第 四 条【運転禁止】運転者は、道路交通安全に関する法令に従って運転するとともに、次の各号の運転をしてはならない。
(1)飲酒運転
(2)過労運転
(3)速度違反運転
(4)天変地変その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき
(5)その他道路交通法令が禁止している事項に該当するとき

第 五 条【賠償請求】運転者が事故を起こしそのために会社が損害を受けた場合は、会社はその損害実額について本人に賠償を請求し賞罰規程の定めるところにより懲戒処分にすることがある。

第 六 条【承認取消】使用承認基準を欠いた場合、承認は自動的に消滅する。この場合従業員は遅滞なく会社に届け出なければならない。
二．使用禁止事項または運転禁止事項に違反して事故を起こした場合は、直ちに承認を取り消す。
三．その他会社が必要と認めた場合は、承認を取り消すことがある。

第 七 条【報告義務】運転者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに会社に報告し指示に従わなければならない。

第 八 条【責任】自家用車輛通勤者が運転中に起こした事故について会社は賠償責任を負わない。
二．本規程に違反して起こした事故について会社は賠償責任を負わない。
三．車輛の駐車中における破損・盗難等の起こした事故について会社はその補償は行わない。

第 九 条【委譲禁止】自家用車輛の通勤使用を認められた者は、承認された車輛を他の者に運転させてはならない。

第 十 条【業務使用】自家用車輛を業務遂行のために使用することは禁止する。但し、会社が業務上の必要から止むを得ないと判断した場合には、必要の範囲内に限りこれを許可することがある。
二．前項の許可を受けようとする者は、自家用車輛を業務上使用するその都度、事前に所属長を経て所定の様式によって車輛管理責任者に申請し、その承認を得なければならない。

附 則

- この規程は令和 年 月 日から施行する。
- この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聞いて行う。